

第4回

(平成31年4月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成31年4月10日（水）午後1時30分から午後4時
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名
 - 1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
 - 4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
 - 7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第16号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第17号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第18号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第19号案 非農地証明願いに対する認定について
議第20号案 農地中間管理機構等による農用地の買入れの協議の係る農用地の所有者への通知要請について
- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美
- 7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、4番・5番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

8 番 3月に出ていました農地のあっせんですけれども3月27日に事務局と税所委員同席のもと10アール当たり30万円農業公社に売渡ができましたので報告します。

議 長 議事に入ります。議第16号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第16号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃貸借の期間は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）。経営面積は、176a、うち田90a、水稻60a、ほかがWCS、

畑は里芋を栽培されています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：13千円/10a。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、ハーベスター、動噴を所有、ほとんど所有されていますが、ほとんど委託作業が多いということです。8番（取得農地の利用計画）：WCS又は里芋作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2、3番について、6番委員から調査報告をお願いします。

6番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。設定期間につきましては、5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）。経営面積は、190a、田160a、畑30a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：15千円/10a。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、田植機は地区で共同の機械。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。設定期間につきましては、5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力1人）。経営面積は、60a、すべて田60aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10aあたり2万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機は地区で共同の機械。8番（取得農地の利用計画）：水稻、WCS。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4番について、8番委員から調査報告をお願いします。

8番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）。経営面積は、32a、すべてWCSです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：200m以内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：12万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：管理機、刈払機を所有。8番（取得農地の利用計画）：栗。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号4番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番から4番について原案のとおり決定します。

議 長 議第17号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第17号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由、概要は記載のとおりです。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：許可が下り次第着工。3番（資金調達）：自資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）上水、雑排水は、ありません。雨水排水は地下浸透させ、オーバーした分は水路に排水します。7番（転用措置）：隣接に被害が無いよう十分注意して施工されます。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番を4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：許可が下り次第です。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：最初は、同意が取れておりませんでした。必ず近隣農地の方には同意をとってくださいと指導しました。その日の昼、社長さんから電話があり、同意いただいているので、連絡がありました。6番（公衆衛生）雨水等は自然浸透です。7番（転用措置）：土砂流出する場所ではありませんので、問題ありません。8番（日

照通風の影響)：問題なし。10番(農振法)：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号3番を5番委員から調査報告をお願いします。

5番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別)：第3種農地。2番(着工時期)：5月1日からの予定です。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の承諾)：周辺農地の方に聞いたところ本件、太陽光設備設置については、聞いていないということで、その旨、業者が入って太陽光を設置されるということをお伝え、もし不都合等があれば、申請者や農業委員会に連絡してくださいと伝えてあります。また、譲渡人にもその旨、隣接する農地の所有者にも一報を入れる必要があるということで説明して本人さんに一報を入れてもらうことにしております。7番(転用措置)：十分に気をつけて施工するということです。8番(日照通風の影響)：高い建築物にはならないように配慮する。10番(農振法)：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号4番を3番委員から調査報告をお願いします。

3番 (調査番号4) この数年間、5条申請の件もありましたけれども、近頃、農地転用とところで、きちんとされていないところが何件か見つかったということで、県からの指導がきているということでした。この件について、事務局から詳しく説明をしていただければ幸いです。よろしいでしょうか。

事務局 4番の法人の方は、3月の転用申請もできておりました。今回の転用の隣にソーラーの転用申請が出ておりましたが、一部違反転用部分がありまして、始末書をつけて提出されておりました。先月の総会では始末書ついておりましたので、農業委員会としては、転用は妥当と判断し、県に副申するつもりでした。副申する前に県から現地調査に来られますが、先月も違反転用があつて、昨年の7月にも違反転用があつて、7月にも始末書が提出されておりました。県としましては錦町農業委員会は、この法人の転用に関して判断が甘すぎるのではないかと。錦町農業委員会もしっかり指導してもらわないと県も許可できませんし、受付できませんということで、話がありました。錦町農業委員会は、転用は妥当と判断したのですが、他にも無断転用があるかを、申請者が調べて出してくださいと指導し、他に違反がなくなるまでは新しい転用案件につきましては、受け付けませんということで、4月4日に社長にお会いしまして、会長と3番委員と行ってもらいました。違反転用につきましては、平成26年とか、20年前とか、最近の違反転用ではありませんでしたし、書類の方も正確な書類でなく不正確な書類であり書類差し替えもずいぶんやっておりますので、指導してくださいということでしたので、今回は、社長にお話をしておいて新しい案件については、審議をしない。先月の案件につきましても県には副申できていない状態です。今、書類が正しくありませんでしたので、書類の差し替えをし

ているところです。

議 長 前回の委員さんご存じだと思いますが、施工して、後から申請をされるというような部分も見受けられて、これまでも会長の方から社長の方にお問い合わせなり、きちんとしてくださいと申し入れもしているのですが、こうした状況で局長が説明したとおり、書類もきちんと揃っていない部分もあるということで、説明があったとおり違反転用をきちんと出していただかなければ、新しい申請は受け付けないということにしたいと思いますが、如何でしょうか。何か質問がある方は挙手をお願いします。

事務局 今回の書類も揃っておりませんので受け付けしませんと言ったのですが、受け付けるので行政の仕事でしょ。ということで、固持されたので、今回は受け付けしましたがけれども、審議に値するような内容ではない状況です。新たな申請をもってこられれば事務的には受付をしなければならないような状況かもしれません。

議 長 違反転用部分はまとめて出してください。そこをきちんとしてから新しい転用については、審議するということになりますけれども、調査番号4番については、今回資料に記載されていますが、可否について審議しないということで、決定したいと思いますが、ご意見ありますか。ないようですので、調査番号4番について、今回は可否を決定しないということでよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは、調査番号1番から3番について可否を決定したいと思います。

議 長 調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

それでは、1番から3番について原案のとおり許可妥当するものとします。

議 長 議第18号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第18号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)
今回は所有権移転4件、利用権設定が26件です。所有権移転につきましては、農業公社の売渡3件、買入れ1件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～26番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、議第18号案は適格として認めます。

議 長 議第19号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第19号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号1) 申請人、申請物件については、記載のとおりです。申請人と所有者は親子関係です。調査は、4月7日午前11時から西地区の農業委員、推進委員で調査しました。その結果非農地と認めました。写真をご覧ください。

議 長 調査番号2番について一武地区の代表の方の調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号2) 4月5日午前10時、6番、8番、9番員、推進委員で現地確認を行いました。申請人、申請物件については、記載のとおりです。現地の状況は、写真を見ていただければわかりますように現在は大きい竹が切って置いてありますが、隣地の竹林と変わらない状況になっていました。また、用水路の跡はありましたが、使用できるような状況ではありませんでした。以上のようなことから調査を行った委員で協議した結果、非農地と判断できると思います。

議 長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について非農地として異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成です。

議 長 調査番号2番について非農地として異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成です。

調査番号1番2番を非農地として認定します。

議 長 議第20号案農地中間管理機構等による農用地の買入れの協議に係る農用地の所有者への通知要請についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第20号案農地中間管理機構等による農用地の買入れの協議に係る農用地の所有者への通知要請について（朗読）

議 長 質問のある方は挙手をお願いします。

4 番 この案件は、あっせん成立していたのではないですか。

事務局 あっせん成立しておりません。

8 番 集まりまして調整しましたが不調に終わりました。

議 長 質疑がないようですので採決します。第20号案通知要請について異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全委員賛成です。

通知要請については、原案どおりよろしくお願いします。

担当委員は、一武地区全員でお願いします。

田浦委員

ちなみに水田の価格はいくらぐらいで出していらっしゃいますか。

8 番 だいたい10アール当たり50万円前後です。

議 長 20号案は、一武地区の方でよろしくお願いします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年4月10日

農業委員会会長

4 農 業 委 員

5 番 農 業 委 員